

# 駐車監視員活動ガイドライン

平成26年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最重点路線		
	路線 (区間)		重点時間帯
	市道堀田高岳線	(高辻交差点付近～地下鉄堀田交差点)	6時～22時
	県道岩崎名古屋線	(地下鉄堀田交差点～妙音通2丁目交差点)	6時～22時
	○ 重点路線		
	路線 (区間)		重点時間帯
県道岩崎名古屋線	(妙音通2丁目交差点～弥富通四丁目交差点)	6時～22時	
市道名古屋環状線	(桜山交差点付近～新瑞橋)	6時～22時	
県道関田名古屋線	(石川橋交差点～弥富通3丁目交差点)	6時～22時	

重点地域	◎ 最重点地域		
	地域 (町名)		重点時間帯
	名鉄堀田駅 周辺地区	・堀田通1丁目～9丁目 ・竹田町1丁目～4丁目 ・須田町 ・御劔町1丁目～3丁目 ・亀城町1丁目～6丁目 ・二野町 ・雁道町1丁目～6丁目 ・船原町1丁目～7丁目 ・牛巻町 ・平郷町1丁目～6丁目 ・豆田町1丁目～5丁目 ・新開町 ・直来町1丁目～5丁目 ・宝田町1丁目～6丁目 ・塩入町 ・春鼓町1丁目～4丁目 ・大喜町1丁目～2丁目 ・佃町1丁目 ・大喜新町1丁目～4丁目 ・上坂町1丁目～2丁目 ・田光町1丁目 ～2丁目 ・下坂町1丁目～4丁目 ・苗代町 ・柳ヶ枝町1丁目～ 2丁目 ・惣作町1丁目～2丁目 ・花目町1丁目～2丁目 ・太田町1丁目～4丁目 ・瑞穂町字西藤塚 ・瑞穂町字山の畑 ・高辻町	6時～22時
	○ 重点地域		
	地域 (町名)		重点時間帯
	瑞穂競技場周辺地区	・萩山町3丁目～4丁目 ・師長町 ・山下通5丁目	6時～22時
	新瑞橋 周辺地区	・瑞穂通7丁目～8丁目 ・洲山町1丁目～3丁目 ・妙音通4丁目 ・弥富通1丁目 ・石田町1丁目 ・神前町2丁目 ・鍵田町2丁目 ・土市町2丁目 ・姫宮町2丁目 ・松園町1丁目 ・釜塚町1丁目～2丁目	6時～22時
	穂波地区	・荒崎町 ・浮島町 ・内浜町 ・神穂町 ・河岸一丁目 ・明前町 ・桃園町	6時～22時
	豊岡地区	・石田町2丁目 ・内方町1丁目～2丁目 ・白羽根町1丁目～2丁目 ・膳棚町1丁目～3丁目 ・十六町1丁目～2丁目 ・汐路町4丁目～5丁目 ・瑞穂通4丁目～6丁目 ・豊岡通3丁目 ・萩山町1丁目～2丁目	6時～22時
	瑞穂地区	・甲山町1丁目～2丁目 ・神前町1丁目 ・北原町1丁目～3丁目 ・薩摩町1丁目～2丁目 ・大喜町3丁目～6丁目 ・津賀田町1丁目～3丁目 ・豊岡通1丁目～2丁目 ・西ノ割町1丁目～3丁目 ・本願寺町1丁目～3丁目 ・前田町1丁目～3丁目 ・牧町1丁目～3丁目	6時～22時
	陽明地区	・壇溪通5丁目 ・田辺通3丁目～4丁目	6時～22時
	井戸田地区	・井戸田町1丁目～4丁目 ・鍵田町1丁目 ・河岸町3丁目～4丁目 ・惣作町3丁目 ・佃町2丁目 ・土市町1丁目 ・柳ヶ枝町3丁目 ・白龍町1丁目～3丁目 ・姫宮町1丁目 ・妙音通2丁目～3丁目	6時～22時
	汐路地区	・松月町1丁目～6丁目 ・御葺町1丁目～5丁目 ・石川町1丁目～4丁目 ・大殿町1丁目～4丁目 ・村上町1丁目～4丁目 ・田辺通1丁目～2丁目 ・初日町1丁目～2丁目 ・川澄町1丁目～4丁目 ・駒場町1丁目～7丁目 ・桜見町1丁目～2丁目 ・佐渡町1丁目～5丁目 ・汐路町1丁目～3丁目 ・洲雲町1丁目～4丁目 ・高田町1丁目～6丁目 ・東栄町1丁目～8丁目 ・中山町1丁目～6丁目 ・瑞穂町字川澄 ・瑞穂通1丁目～3丁目	6時～22時
	弥富地区	・市丘町1丁目～2丁目 ・松園町2丁目 ・彌富通2丁目～3丁目 ・田辺通5丁目～6丁目	6時～22時

愛知県瑞穂警察署